



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山県吉備中央町の提案について

令和4年9月26日

厚生労働省保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

提案への対応について

診療報酬の一般的な考え方

- 基本の算定要件・施設基準等については、告示及び疑義解釈通知にて周知。
- 個別事案については、地方厚生局宛に照会を行う。
※疑義照会のうち、広く解釈を周知すべきと厚生労働省保険局医療課が判断したものについては、上記のとおり疑義解釈通知を発出する場合がある。

診療報酬上の評価について

診療報酬上は、例えば妊娠糖尿病に関しては、在宅妊娠糖尿病患者指導管理料などが、産後うつ病のリスクがある妊婦に対しては、ハイリスク妊産婦連携指導料などが設定されている。

提案について今後の対応方針

提案者らの取組に関する糖尿病治療やリハビリの分野での現行の保険適用について、WGでの議論も踏まえつつ、疑義が生じる場面があれば、解釈を整理するなど、現場での円滑な取組のための対応を検討してまいりたい。

(参考) 疾病予防と保険給付の考え方について

- 公的医療保険は、その発生が偶発的で予測できない疾病や負傷といったリスクに対し、被保険者同士の支え合いによって備えることを基本的な考え方としている。
- このため、現に疾病や負傷が生じていない状態で、任意に受けることができる疾病予防は保険給付の対象外となっている。

(※) 先進医療：先進的な医療技術等について将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。

参考：健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（療養の給付）

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2～7 （略）